

労働

にいがた

WORKING NIIGATA

2022

3

Vol.390

新潟県 〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 TEL 025-285-5511 (代表) しごと定住促進課／職業能力開発課／労働委員会事務局
本紙やバックナンバーを新潟県ホームページでも公開しています。 <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/shigototeijyu/1225742470152.html>

Contents

募集	令和4年度予算案に基づく県労働関係施策の概要について…………… 1 人手不足対策としての多様な人材確保の取組を進めています… 2 障害者の雇用をお考えの企業の皆様へ…………… 2 新潟県立テクノスクールからのお知らせ…………… 3	お知らせ	3月は新潟県自殺対策強化月間です…………… 5 改正女性活躍推進法が施行されます…………… 6 パワーハラスメント防止措置が義務化されます…………… 7
お知らせ	最低賃金ポスター受賞作品決定…………… 4 新潟県の特定最低賃金のお知らせ…………… 4 令和3年労働組合基礎調査結果のお知らせ…………… 5	その他	労働相談Q&A…………… 8 個別労働関係紛争あっせん制度の紹介…………… 8 経済指標…………… 8

令和4年度予算案に基づく県労働関係施策の概要について

県では、県民の皆様がいきいきと働けるよう、令和4年度において、主に以下のような施策を進めていくこととしております。

IT企業人材確保支援

○県内IT企業に採用された未経験者に対する合同研修やオンラインでのIT人材マッチングを実施し、IT人材の育成・確保を支援します。

若年者雇用

- 「ジョブカフェ／若者しごと館」を活用した若年求職者に対するキャリアカウンセリング等を行うとともに、座学と企業実習を組み合わせたデュアルシステム訓練、若年者の進路選択を支援するワークトライアルの実施など、若年者に対する総合的な支援を実施します。
- 移住支援金対象求人サイトの機能を持つ「新潟企業情報ナビ」の認知度向上により、企業の情報発信力の強化を支援します。

U・Iターン就職の推進

- SNSを通じた就職支援・企業情報等の発信、県外学生と県内企業とのマッチングのためのイベントの実施や、県内で就職活動等を行う県外学生の交通費・宿泊費の支援等により、学生のU・Iターン就職を支援します。
- 県外大学に進学した県内出身学生を対象とした交流イベントを実施し、県出身学生のネットワーク化を図ります。
- 県内企業と大学の就職支援担当者の情報交換会を開催するとともに、県内企業の採用力向上のための支援を行います。
- 「にいがた暮らし・しごと支援センター（愛称：くらしごとセンター）」を通じ、U・Iターン就職に関する相談に対応します。

働きやすい職場づくり

- ワーク・ライフ・バランスの推進をはじめとした働き方改革の取組を総合的に支援します。
- 働き方改革に対する社会的な理解を深めるとともに、具体的な取組への着手・推進を促すため、職場単位のチーム制での目標達成に向けたチャレンジキャンペーンを展開します。

女性・高齢者等の新規就業

- 現在職に就いていない女性・高齢者等を掘り起こし、就業へと誘導することにより、人材不足分野などにおける働き手の確保を支援します。また、新型コロナウイルス感染症の影響により離職された方向けに職種転換を含めた個別相談等を実施します。

障害者雇用

- 障害者の雇用促進に向け、職場実習や職業訓練による就労支援や、障害者雇用を推進する中小企業などの取組に対する支援を実施します。
- 企業に対する助言等を行うコーディネーターの派遣を行います。

「人手不足対策」としての多様な人材確保の取組を進めています。

個人の事情やライフスタイルに応じた働き方ができる機会が広がれば、育児等で仕事を離れていた女性や一度退職した高齢者に、新たな人材として活躍してもらえるチャンスが広がります。

人材確保策の一つとして、また、働き方改革により人手が不足する部分のサポートとして、人材活用を考えてみませんか？

○ 女性・高齢者等新規就業促進プロジェクト「にいがたアクティ部」

（国の地方創生推進交付金を活用し、県が民間事業者に委託して実施）

- ・販売関連、生活関連サービス、宿泊・飲食サービス、送迎運転・配達業務、製造業全般など人手不足の分野や職種に幅広く対応しています。
- ・詳しくは、下記の URL をご覧ください。
<https://www.niigata-active.com/>

令和3年度に実施した主な事業主向け事業

- ・業務の切り出しセミナー
 - ・ミドル・シニア向け合同企業説明会
 - ・個別相談・支援 等
- ※いずれも無料で実施しています。お気軽にお問い合わせください。

☎ しごと定住促進課 雇用対策係 025(280)5270

【障害者の雇用をお考えの企業の皆様へ】 障害者就業・生活支援センターにご相談ください

県内に7か所ある障害者就業・生活支援センターでは、就職希望や在職中の障害のある方に対し、職場実習[※]のあっせんや職場定着に向けた支援を行うほか、企業に対して、障害特性を踏まえた雇用管理について助言を行っています。

自社でどのような業務に従事してもらうか、雇用に当たり配慮が必要となる点など障害者雇用に関することは、お近くの障害者就業・生活支援センターにお気軽にご相談ください。

障害者就業・生活支援センター	所 在 地	電話番号
ア シ ス ト	新発田市島潟1454	0254-23-1987
らいふあっぷ	新潟市西区上新栄町1-3-9	025-250-0210
ハ ー ト	三条市西本成寺1-28-8	0256-35-0860
こ し じ	長岡市来迎寺1864	0258-92-5163
あ お ぞ ら	十日町市本町2-333-1	025-752-4486
さ く ら	上越市寺町2-20-1	025-538-9087
あ て び	佐渡市三瀬川382-7	0259-67-7740

※県では、障害者就業・生活支援センターを窓口として職場実習を受け入れていただいた企業に対し、協力費(1,000円/日)を支給しています。職場実習は、障害のある方に適した仕事や課題の明確化に有効ですので、ぜひご利用ください。

☎ しごと定住促進課 雇用対策係 025(280)5270

新潟県立テクノスクールからのお知らせ

1 公的職業訓練（ハロートレーニング）を受講された方の採用について

◎就職活動中の方々に対する就職支援として、公的職業訓練（以下、「ハロートレーニング」）による知識や技能等の習得を推進しています。

ハロートレーニングは、県内4か所の県立テクノスクール（新潟・上越・三条・魚沼）、ポリテクセンター（長岡）、厚生労働省の認可を受けた民間教育機関において実施しています。

例えば、溶接、電気工事、建設・建築、パソコン、IT、簿記、介護、その他様々なコースがあり、仕事に必要な知識や技能を習得するため、多くの方が受講しています。

ハロートレーニングを受講された方の採用を希望される場合はお近くのハローワークにご相談ください。

◎企業実習の受入れ企業も募集しています。

新潟県立テクノスクールでは座学と企業実習を組み合わせた「デュアルシステム訓練（略称：DS）」を実施しています。

知識や技能を身につけた受講者の企業実習を受け入れていただける企業を募集しています。また、訓練修了後に受講者を直接採用することも可能です。

企業実習を受け入れてハロートレーニングで実践的な知識や技能を身につけた方を採用しませんか。

デュアルシステム訓練（DS）の実施状況は下記のホームページをご覧ください。

県立テクノスクール URL：http://www.techno.ac.jp/

2 スキルアップを支援します

県立テクノスクールでは、企業の従業員の方などを対象に短期間（標準12時間）の『在職者訓練』を随時実施しています。受講しやすいように休日、夜間のコースもあります。また、テクノスクールがあらかじめ設定するコース以外にも、各種団体・企業の要望に対応して、内容や時間を設定するオーダーメイドコースがあります。

業務に必要な知識・技能や最新技術の習得など、従業員の方のスキルアップにお役立てください。

現在、受講者を募集しているコースは、県立テクノスクールホームページでご確認下さい。

◎ 在職者訓練コースの一例

●新入社員向けコース

機械（加工、製図等）、電気、ビジネスマナー等の基礎講座

●IoTコース

Webプログラミングやラズベリーパイ等の機器を活用するための入門コース等

●ものづくり関連の基本的なコース

測定・品質検査、金属加工、建築大工、配管、電気制御、溶接、3D-CAD・CAM、3Dプリンタ など

●技能検定及び資格取得対策コース

機械加工、金属熱処理、機械検査、電気工事士、溶接ロボット教示 など

●ITスキルアップ（オンラインを活用して実施）

Webマーケティングコース など

◎ 受講料（1コースあたり）

●実技コース：4,700円

●学科コース：2,900円



©2019 県立テクノスクール

問い合わせ先

新潟テクノスクール	TEL 025-247-7361	FAX 025-247-7363
上越テクノスクール	TEL 025-545-2190	FAX 025-545-2193
三条テクノスクール	TEL 0256-38-8520	FAX 0256-38-8220
魚沼テクノスクール	TEL 025-794-2410	FAX 025-794-2411

<http://www.techno.ac.jp>

テクノスクール

検索

☎ 職業能力開発課 企画・指導班 025(280)5262

▶ お知らせ

最低賃金ポスターデザインコンテスト受賞作品が決定しました!

令和3年12月14日、新潟美咲合同庁舎2号館4階共用会議室において、令和3年度新潟県最低賃金ポスターデザインコンテストの表彰式が行われ、応募総数117点の中から受賞作品6点が表彰されました。

新潟県最低賃金ポスターデザインコンテストは、改正された最低賃金の周知のためのポスターデザインを県民の皆様から募集しているもので、今回で17回目の開催となりました。

最低賃金ポスターデザインコンテスト受賞作品

最優秀賞 (新潟県最低賃金審議会会長賞)  新潟コンピュータ専門学校 小師 実晏 さん	優秀賞 (新潟労働局長賞)  長岡公務員・情報ビジネス専門学校 小林 遼太 さん	優秀賞 (新潟労働局長賞)  長岡公務員・情報ビジネス専門学校 外山 拓夢 さん
優秀賞 (新潟労働局長賞)  長岡公務員・情報ビジネス専門学校 小見 洋翔 さん	優秀賞 (新潟労働局長賞)  長岡公務員・情報ビジネス専門学校 丸山 高広 さん	特別賞 (新潟県産業労働部長賞)  新潟デザイン専門学校 田辺 柚香 さん

☎ 新潟労働局 労働基準部 賃金室 025(288)3504

▶ お知らせ

新潟県の特定最低賃金のお知らせ

特定最低賃金	時間額	効力発生日
新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	936円	令和3年12月25日
新潟県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金	936円	令和3年12月31日
新潟県各種商品小売業最低賃金	新潟県最低賃金額の時間額 859円 が適用されます。	

※最低賃金に関するお問合せは ☎ 新潟労働局 賃金室 025(288)3504 又は最寄りの労働基準監督署まで

令和3年労働組合基礎調査結果のお知らせ

県内の労働組合員数は前年比2.0%減の156,178人

全労働組合員数に占めるパートタイム労働者の割合は13.1%

厚生労働省では、労働組合の状況を明らかにするため、毎年6月30日を基準日として、国内すべての労働組合を対象に「労働組合基礎調査」を実施しています。このたび、県内分を取りまとめましたので、その概要を紹介します。

○労働組合数・組合員数について

令和3年の県内の労働組合数は、957組合で、前年に比べ19組合減少しました。

また、労働組合員数は156,178人で、前年に比べ3,220人減少しました。

なお、労働組合員数のうちパートタイム労働者は20,425人で、前年に比べ1,168人増加し、全労働組合員数に占める割合は13.1%となりました。

労働組合数及び組合員数の推移

※()内は全労働組合員数に占める割合

年	組合数	組合員数		対前年増減数	
			うちパート※	組合数	組合員数
平成29年	1,056	163,130人	19,392人(11.9%)	▲16	▲708人
平成30年	1,021	162,379人	20,451人(12.6%)	▲35	▲751人
令和元年	993	160,844人	20,059人(12.5%)	▲28	▲1,535人
令和2年	976	159,398人	19,257人(12.1%)	▲17	▲1,446人
令和3年	957	156,178人	20,425人(13.1%)	▲19	▲3,220人

☎ しごと定住促進課 労政企画係 025(280)5260

3月は「新潟県自殺対策強化月間」です

新潟県は自殺の多い県の一つで、働き盛り世代の男性と高齢者の自殺が多い傾向にあります。

日々の生活の中で、悩みがあって眠れない、ストレスを感じてイライラするなど、こころとからだの不調が起こることがあります。

つらい気持ちを誰かに話すことでつらさが和らぐことがあります。一人で悩まず、家族や信頼できる友人、職場の同僚などに話してみてください。周囲の人に話しにくいときは、『新潟県こころの相談ダイヤル』をご利用ください。

また、身近な方が様子がいつもと違うな、と気づいた時は「どうしたの？私で良ければ話を聞くとよ」と声をかけください。

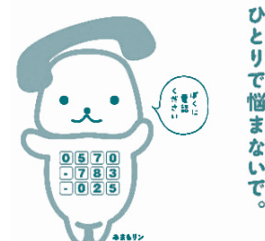
新潟県こころの相談ダイヤル

ナビダイヤル

なやみ

なしにいがた

0570-783-025 受付時間：毎日24時間



※秘密は固く守られます。

☎ 障害福祉課 いのちとこころの支援室 025(280)5201

改正女性活躍推進法が施行されます！

○ 301人以上事業主：一般事業主行動計画の改正内容（2020年4月1日施行）

常時雇用する労働者数301人以上の事業主は、2020年4月1日以降が始期となる一般事業主行動計画を作成する際は、原則として、①「女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供」と②「職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備」の区分ごとに1つ以上の項目を選択し、それぞれ関連する数値目標を定めた行動計画の策定届を、管轄の都道府県労働局まで届け出る必要があります。（電子申請、郵送、持参）

○ 101人以上～300人事業主：一般事業主行動計画の策定・情報公表の義務の対象拡大（2022年4月1日施行）

一般事業主行動計画の策定・届出義務及び自社の女性活躍に関する情報公表の義務の対象が、常時雇用する労働者数が301人以上の事業主から101人以上の事業主に拡大されます。常時雇用する労働者数101人以上300人以下の事業主は、施行日までに、以下の行動計画の策定・届出及び情報公表のための準備を行ってください。

1. 一般事業主行動計画の策定・届出

ステップ1 >> 自社の女性の活躍に関する状況の把握、課題分析

- ・ 自社の女性の活躍に関する状況を、以下の基礎項目（必ず把握すべき項目）を用いて把握してください。
- ・ 把握した状況から自社の課題を分析してください。

【基礎項目】

- ・ 採用した労働者に占める女性労働者の割合（区）
- ・ 男女の平均継続勤務年数の差異（区）
- ・ 管理職に占める女性労働者の割合
- ・ 労働者の各月ごとの平均残業時間数等の労働時間の状況

（注1） 事業主にとって課題があると判断された事項については、選択項目を活用し原因の分析を深めることが有効です。
（注2） （区）の表示のある項目については、雇用管理区分ごとに把握を行うことが必要です。

ステップ2 >> 一般事業主行動計画の策定、社内周知、外部公表

- ・ ステップ1を踏まえて、(a) 計画期間、(b) 1つ以上の数値目標、(c) 取組内容、(d) 取組の実施時期を盛り込んだ一般事業主行動計画を策定してください。
- ・ 一般事業主行動計画を労働者に周知・外部へ公表してください。

ステップ3 >> 一般事業主行動計画を策定した旨の届出

- ・ 一般事業主行動計画を策定した旨を都道府県労働局へ届け出てください。（電子申請、郵送、持参）

ステップ4 >> 取組の実施、効果の測定

- ・ 定期的に、数値目標の達成状況や、一般事業主行動計画に基づく取組の実施状況を点検・評価してください。

2. 女性の活躍に関する情報公表

自社の女性の活躍に関する状況について、以下の項目から1項目以上選択し、求職者等が簡単に閲覧できるように情報公表してください。

① 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

- ・ 採用した労働者に占める女性労働者の割合（区）
- ・ 男女別の採用における競争倍率（区）
- ・ 労働者に占める女性労働者の割合（区）（派）
- ・ 係長級にある者に占める女性労働者の割合
- ・ 管理職に占める女性労働者の割合
- ・ 役員に占める女性の割合
- ・ 男女別の職種又は雇用形態の転換実績（区）（派）
- ・ 男女別の再雇用又は中途採用の実績

② 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

- ・ 男女の平均継続勤務年数の差異
- ・ 10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合
- ・ 男女別の育児休業取得率（区）
- ・ 労働者の一月当たりの平均残業時間
- ・ 労働者の一月当たりの平均残業時間（区）（派）
- ・ 有給休暇取得率
- ・ 有給休暇取得率（区）

併せて、上記の項目とは別に以下の項目についても、女性活躍推進法に基づく公表が可能となります。

- 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に資する社内制度の概要
- 労働者の職業生活と家庭生活の両立に資する社内制度の概要

（注）「（区）」の表示のある項目は、雇用管理区分ごとに公表を行うことが必要です。

・ 「（派）」の表示のある項目は、労働者派遣の役務の提供を受ける場合には、派遣労働者を含めて公表を行うことが必要です。

詳細は、厚生労働省ホームページ（女性活躍推進法特集ページ）をご覧ください。

☎ 新潟労働局 雇用環境・均等室 025(288)3511

令和4年4月1日より

／ 中小企業の事業主の皆さま ／

労働施策総合推進法に基づく「パワーハラスメント防止措置」が 中小企業の事業主にも義務化されます！

令和2年6月1日に「改正 労働施策総合推進法」が施行されました。中小企業に対する職場のパワーハラスメント防止措置は、令和4年4月1日から義務化されます（令和4年3月31日までは努力義務）。

職場における「パワーハラスメント」の定義

職場で行われる、①～③の要素全てを満たす行為をいいます。

- ① 優越的な関係を背景とした言動
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの
- ③ 労働者の就業環境が害されるもの

※客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導は該当しません。

○「職場におけるパワーハラスメントを防止するために講ずべき措置」とは？

事業主の方針等の 明確化および周知・啓発	①職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること ②行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等文書に規定し、労働者に周知・啓発すること
相談に応じ、適切に 対応するために 必要な体制の整備	③相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること ④相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること
職場におけるパワハラ に関する事後の 迅速かつ適切な対応	⑤事実関係を迅速かつ正確に確認すること ⑥速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと ⑦事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと ⑧再発防止に向けた措置を講ずること（事実確認ができなかった場合も含む）
併せて講ずべき措置	⑨相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること ⑩相談したこと等を理由として、解雇その他の不利益取り扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること ※労働者が事業主に相談したこと等を理由として、 事業主が解雇その他の不利益な取り扱いを行うことは、労働施策総合推進法において禁止されています。

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントは、単独ではなく複合的に生じることも想定し、一元的に相談に応じることのできる体制を整備することなど、職場におけるパワーハラスメント防止等のための望ましい取り組みについても積極的な対応をお願いします。

詳細は、厚生労働省ホームページ及びポータルサイト「あかるい職場応援団」をご覧ください。

 新潟労働局 雇用環境・均等室 025(288)3511

修理代金の従業員負担について

Q 従業員が社用車を事故等で損壊させた場合について、就業規則で、修理代の一部を労働者に負担させる規定を設けることはできますか？

A 一定額の損害賠償額を予定する規定は禁じられていますが、実際に被った損害について、状況に応じて会社が労働者へその費用の全部又は一部を請求することがあるとする旨を規定することは可能です。

Point.1 賠償予定の禁止

労働基準法第16条により、使用者は、労働契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならないと規定されています。

この規定は、金額を予定することを禁止するのであって、現実には生じた損害について賠償を請求することを禁止する趣旨ではありません。

Point.2 賃金との相殺の禁止

なお、労働基準法上、賃金は全額払いが原則なので、従業員の賃金から修理代を一方的に差し引く（賃金と相殺する）ことはできません。

ただし、労使間で合意の上、労働者の完全な自由意思によるものであれば禁止されるものではないとした裁判例もあります。

～労使間のトラブルでお困りの方へ～ 個別労働関係紛争のあっせん

○ 個別労働関係紛争あっせん制度とは？

労働者個人（正社員、パート社員、派遣社員など雇用形態を問わず）と事業主との間に発生したトラブルについて、自主的な解決が難しい場合に、労働委員会の委員が当事者双方からお話を聞いてトラブルが解決するようお手伝いします。

○ あっせんに関するよくある質問

Q.1 どのようなトラブルがあっせんの対象になりますか？

A.1 解雇や賃金未払い、パワハラなど様々なトラブルが対象となります。（採用に関するトラブルは対象になりません。）

Q.2 あっせんはどこで行いますか？

A.2 あっせん会場は、通常は新潟県庁ですが、長岡・上越などで行う場合もあります。

Q.3 費用はかかりますか？

A.3 無料です。弁護士等に依頼する必要もありません。

労働者、事業主のどちらからでも申請可能です。秘密は固く守られます。



◎詳細は新潟県労働委員会 HP [新潟県労働委員会](#) [検索](#) または下記お問い合わせ先まで

労働委員会事務局 総務課 025(280)5544

経済指標

	現金給与総額(円)		定期給与(円)		総実労働時間(時間)		所定外労働時間(時間)		有効求人倍率(倍) *季節調整値		完全失業率(%)	企業整備離職者 [※] (人) *倒産・廃業、人員整理に伴う離職者数
	全 国	新潟県	全 国	新潟県	全 国	新潟県	全 国	新潟県	全 国	新潟県	全 国	新潟県
令和3年9月	269,932	243,315	263,094	240,793	135.1	141.8	9.4	8.7	1.16	1.42	2.8	171
10月	271,121	246,014	264,902	241,819	138.5	145.0	9.8	8.8	1.15	1.45	2.7	102
11月	282,749	257,453	264,454	241,526	139.4	143.8	10.2	8.9	1.15	1.44	2.8	140
前年同月比	0.8%	0.2%	0.4%	▲0.6%	0.9%	▲1.2%	5.2%	▲2.2%	0.09ポイント	0.23ポイント	▲0.1ポイント	129.5%
資料出所	厚生労働省「毎月勤労統計調査(確報)」(規模5人以上) 県統計課「毎月勤労統計調査地方調査」(規模5人以上)								厚生労働省 職業安定部	総務省統計局	新潟県労働局 職業安定部	